

お 知 ら せ

車両系建設機械（解体用）特例講習の実施期間の終了について

— 平成27年6月30日で終了します —

平成25年7月1日から労働安全衛生規則が一部改正され、車両系建設機械（解体用）には、「ブレーカ」に加えて「鉄骨切断機」、「コンクリート圧碎機」及び「解体用つかみ機」（以下、「鉄骨切断機等」という。）等が追加となり新たな規制の対象となりました。

この経過措置として、改正前の車両系建設機械（解体用）運転技能講習の修了者や、平成25年7月1日時点で6か月以上の鉄骨切断機等の運転の業務に従事した経験を有する者に対しては、平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める「車両系建設機械（解体用）運転技能講習の技能特例講習」（以下「技能特例講習」という。）を受講した場合には、「鉄骨切断機等」の運転の業務に就くことができることとされています。

については、この「技能特例講習」の実施期間が平成27年6月30日までと迫ってきました。この期間を過ぎますと、経過措置対象者であっても、改めて「車両系建設機械（解体用）運転技能講習」を修了することが必要となりますので、関係の事業場の皆様にはご留意をお願いいたします。

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会